

大学コンソーシアム関門事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム関門規約（以下「規約」という。）第10条に定める事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 事務局は、大学コンソーシアム関門の事務を処理するため、次の業務を行う。

- (1) 規約第3条に定める大学コンソーシアム関門が行う事業に関する全体調整。
- (2) 大学コンソーシアム関門の経理に関すること。
- (3) その他大学コンソーシアム関門の運営に関し必要な事項。

(担当等)

第3条 事務局を担当する機関は、大学コンソーシアム関門の正会員である高等教育機関のうち、理事会の了承を得て決定するものとする。

2 事務局を担当する機関は、規約第5条に定める監事を兼ねることができない。

(組織)

第4条 事務局に事務局長を置く。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、大学コンソーシアム関門の会長が定める。

付 則

この規程は、平成21年2月20日から施行し、平成20年12月24日に遡って施行する。

付 則

この規程は、平成27年8月13日から施行する。